

神戸市立高等学校教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：2026 年 9 月 3 日（木）10：00～10：05

2. 場 所：教育委員会会議室

3. 出席者：（市） 教職員給与課長、労務制度係長、他 1 名
（組合） 執行委員長、副執行委員長、書記長

4. 議 題：災害応急対応等派遣手当の改正（案）について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、災害応急対応等派遣手当の改正について、ご提案させていただきます。

お配りしております「災害応急対応等派遣手当の改正について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正いたします。

「2. 実施時期」でございますが、2026 年 4 月 1 日に遡及して適用いたします。

私どもからは以上でございます。

（組合） ご提案ありがとうございます。遡及適用とのことですが、実際に遡及して支給しなければならないケースはあったのでしょうか。

（市） 一般行政職員等、今回の熊本地震へ派遣された職員がおり、全市的な対応として遡及適用する予定です。

（組合） ありがとうございます。ただいま、いただきました提案につきましては、組合としても了としたいと思います。よろしくお願いいたします。